

【再公募版】

第25回いぜな尚円王まつりステージ運営 業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

琉球国王「第二尚氏始祖 尚円王」の生誕地である本村の歴史的な背景を活用した「いぜな尚円王まつり」の開催を支援することで、「伊是名村」の魅力をPRする。また、イベントの際には島内外の文化交流、マリンレジャー、スポーツ交流、各種体験プログラムを実施し、参加者の満足度の向上を図り、安定的な観光産業の振興と観光誘客の促進を図る。

これらの目標を達成するため、令和6年度第25回いぜな尚円王まつりはステージ運営に係る業務を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務概要

名 称 : 第25回いぜな尚円王まつりステージ運営業務
履 行 期 間 : 契約締結の日から令和6年10月31日まで
履 行 場 所 : 伊是名村臨海ふれあい公園及び周辺
委 託 上 限 額 : 5,410,350円(税込)
委 託 業 務 内 容 : 別紙仕様書によるものとする。

3. 参加資格

参加資格を有する者(共同企業体の場合は、構成員全員とする。ただし、(1)については、構成員のいずれかが要件を満たしていることとする。)は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

(1) 過去10年以内に類似事業を企画運営した実績を1件以上有すること。なお、当該計画等を受注受注した者からのアンケート調査及び印刷製本業務等の業務一部を委託された実績は含めない。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

(6) 国税、県税及び市町村税(①市県民税(特別徴収・普通徴収) ②法人住民税 ③固定資産税)を滞納していないこと。

(7) 共同企業体に係る留意点

① 共同企業体とは、業務共同企業体協定書(以下「協定書」という。)に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うもの。

② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること

③ 申請代表者を定めること。(上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続きに係る委任状を構成員ごとに提出すること。)

④ 同時に複数のグループの構成員になることはできない。

⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

⑥ 構成員の制限として、構成員数は3社以内、各構成員の出資比率は、2社の場合30%以上3社の場合20%以上とし、構成員の代表者は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持ち

最大出資比率の構成員とする。

4. プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期限
案件公表(公告)	令和6年6月11日(火)
質問の回答	令和6年6月11日(火)から
質問書の提出期限	令和6年6月19日(水) 正午必着※Eメール可能
参加表明書及び企画提案書の提出期限	令和6年6月19日(水) 午後5時まで
参加資格確認結果通知の交付	令和6年6月19日(水)
プレゼンテーション開催日	令和6年6月25日(火)11:30～ ※予備日 令和6年7月2日(火) 場所:仲田港ターミナル2階
結果通知	選定委員会の翌日以降、速やかに行う
契約予定時期	令和6年7月上旬

(2) 提出書類等

- ①参加表明書【様式1】
- ②会社概要表【様式2】
- ③業務実績書【様式3】
- ④業務執行体制表【様式4】
- ⑤参考見積書【任意様式】
- ⑥全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書(写し可)
- ⑦質問書【様式5】
- ⑧参加辞退届【様式6】※参加を辞退する者のみ
- ⑨共同企業体協定書【様式7】※共同企業体のみ
- ⑩委任状【様式8】※共同企業体のみ

※共同企業体の参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。(ただし、上記②④⑥については構成企業ごとに提出すること。)

※各種証明書は、3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所:いぜん尚円王まつり実行委員会(以下「本会」という。)

※いぜん尚円王まつりホームページ内より入手可

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①、②、③、④、⑤、⑥を2部作成し、期限内に提出すること。また、⑨、⑩については該当する者は併せて提出すること。

①提出期限:令和6年6月19日(水)の午後5時まで

②提出方法:担当課窓口へ持参又は郵送及びメールにより提出すること。なお、郵送の場合には船舶欠航等の恐れがあることから、締切日前日消印有効とする。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間(土・日・祝日を除く。)

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、参加資格確認結果通知書【様式9号】において、参加の有無について通知する。

①交付日:令和6年6月19日(水) ※交付方法は電子メールにて写しを送付する。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式5】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

- ① 受付期限は令和6年6月11日(火)から6月19日(水)正午まで
- ② 提出方法原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。
- ③ 回答方法は、質問を受けた翌日から数えて2日(開庁日)以内にメールにより参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。

(6) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施日は、令和6年6月25日(火)午前11時30分からとし、予備日は令和6年7月2日(火)午前11時30～順次行うこととする。
- ② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。
(ア) プレゼンテーション 15分 (イ) 質疑応答 15分 (ウ) 合計 35分
- ③ プレゼンテーション及びヒヤリングへの参加者は説明者を含む3名以内とする。
- ④ 説明内容については、提出した書類をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。
- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイントで説明する場合は、関係書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本会で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、関係書類の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ プレゼンテーションの途中において、パソコンの動作不良等が生じた場合のプレゼンテーションの中断、やり直しは委員長が判断する。
- ⑧ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5. 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、優先交渉者を決定する。
- (2) 本プロポーザルの評価は、本会が別に定める「いぜん尚円王まつりプロポーザル選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。
- (3) 評価項目及び配点は、【様式10号】「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを優先交渉者とする。なお、同点により契約の優先交渉者となすべきものが2者以上ある場合は、事務局による公平なくじ引きにより決定する。
- (4) 最低基準点は60点×出席委員数とする。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、優先交渉者とする。
- (6) 評価結果については、【様式11号】にてプレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- (7) 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6. 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合

- (4) 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- (5) 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他本実施要項に違反した場合

7. 契約の締結

(1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優先交渉者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者(以下「優先交渉者」という。)が提出した企画提案書の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 優先交渉者との契約が不調となった場合には、次点交渉者とする。

(2) 契約手続について

伊是名村契約規則第4章に定める随意契約の手続に準じ、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。ただし、本業務に係る補助金申請が不採択となった場合は、契約を締結しないものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、伊是名村契約規則第30条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8. その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本会が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要の場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) プロポーザルの結果は、公開するものとする(総合評価点数、優先交渉権を得た企業名。次点以降は企業名を公表しない)。また、提出された企画提案書等については、伊是名村情報公開及び個人情報保護に関する条例に準じた取扱いとなる。
- (5) 1事業者あたりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、プロポーザル参加辞退届【様式6】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本会の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9. 問い合わせ先

いぜん尚円王まつり実行委員会 事務局(伊是名村役場商工観光課内)

住所: 〒905-0603 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田177-7

電話番号: 0980-45-2534(事務局長: 末吉長吉 担当: 伊禮伸吾)

F A X: 0980-45-2823

Eメールアドレス: shin.irei@vill.izena.lg.jp(官公庁用)

shin.irei@vill.izena.okinawa.jp(一般用)